

○駐車場法

(昭和三十二年五月十六日)

(法律第百六号)

第二十六回通常国会

第一次岸内閣

改正 昭和三三年三月三十一日法律第三六号

同三五年六月二五日同第一〇五号

同三七年四月一六日同第八一号

同三九年七月九日同第一六三号

同四〇年六月一日同第九六号

同四三年六月一五日同第一〇一号

同四五年六月一日同第一〇九号

同四六年四月一五日同第四六号

同四六年六月二日同第九八号

同六〇年一二月二四日同第一〇二号

同六一年一二月二六日同第一〇九号

平成三年五月二日同第六〇号

同四年六月二六日同第八二号

同五年一一月一二日同第八九号

同六年六月二九日同第四九号

同七年四月二一日同第七四号

同一〇年六月三日同第八九号

同一一年七月一六日同第八七号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一八年五月三一日同第四六号

同二三年六月二二日同第七〇号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二三年一二月一四日同第一二二号

駐車場法をここに公布する。

駐車場法

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）

第二章 駐車場整備地区（第三条—第四条の二）

第三章 路上駐車場（第五条—第九条）

第四章 路外駐車場（第十条—第十九条）

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条—第二十条の三）

第六章 雑則（第二十条の四）

第七章 罰則（第二十一条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

（昭三五法一〇五・昭三七法八一・昭四〇法九六・昭四六法九八・平七法七四・平一八法四六・一部改正）

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進を図られるよう努めなければならない。

（平三法六〇・追加）

第二章 駐車場整備地区

（駐車場整備地区）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

(昭四三法一〇一・全改、昭四五法一〇九・平三法六〇・平四法八二・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(駐車場整備計画)

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めることができる。

2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
- 二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- 三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
- 四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体
- 五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣）をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

(平三法六〇・全改、平一一法一六〇・平二三法一〇五・一部改正)

(地方公共団体の責務)

第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平三法六〇・追加)

第三章 路上駐車場

(平三法六〇・章名追加)

(路上駐車場の設置)

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2 前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(平三法六〇・全改)

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車に駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 附近の路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

(昭三五法一〇五・昭三七法八一・昭四六法四六・平三法六〇・一部改正)

(駐車料金等の使途)

第七条 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。

(昭三七法八一・一部改正)

(路上駐車場の表示)

第八条 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(昭三七法八一・平三法六〇・平一一法一六〇・平二三法一〇五・一部改正)

(政令への委任)

第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

(平三法六〇・一部改正)

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第十条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、

その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基づいて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(昭四三法一〇一・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはこれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(昭四三法一〇一・一部改正)

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(昭三七法八一・昭四三法一〇一・昭六一法一〇九・平三法六〇・平六法四九・平一一法八七・平一一法一六〇・平二三法一〇五・一部改正)

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称

二 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(昭三七法八一・昭六〇法一〇二・平一一法一六〇・平二三法一〇五・一部改正)

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(昭三七法八一・昭六〇法一〇二・平二三法一〇五・一部改正)

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

(昭三七法八一・一部改正)

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることができない。

(昭三七法八一・一部改正)

(助成措置)

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(昭三七法八一・昭四三法一〇一・平一〇法八九・一部改正)

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭三七法八一・平二三法一〇五・一部改正)

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

(昭三七法八一・平五法八九・平二三法一〇五・一部改正)

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(昭三七法八一・改称)

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

(昭三七法八一・全改、昭四五法一〇九・平三法六〇・一部改正)

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物

の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

（昭三七法八一・追加）

（駐車施設の管理）

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

（昭三七法八一・追加）

第六章 雑則

（平一一法一六〇・追加）

（権限の委任）

第二十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（平一一法一六〇・追加）

第七章 罰則

（平一一法一六〇・旧第六章繰下）

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

（平三法六〇・平五法八九・平二三法一〇五・一部改正）

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（平三法六〇・一部改正）

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（平三法六〇・一部改正）

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和三二年政令第三三九号で昭和三三年二月一日から施行)

(路外駐車場に関する経過措置)

- 2 この法律の施行の際都市計画区域内において現にその利用について駐車料金を徴収する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものを設置している者は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、第十二条及び第十三条の規定による届出をしなければならないものとし、それまでの間は、これらの規定による届出をして業務を営んでいるものとみなす。
- 3 建築基準法第三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に存する路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。）又はこの法律の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合しない場合について準用する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日